

次世代育成支援対策推進法

一般事業主行動計画

社会福祉法人タービュランス福祉会従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2、内 容

(目標1) 計画期間中に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- ・男 性 年に1人以上取得する。
- ・女 性 取得率100%とする。

「対 策」

- ・令和7年4月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- ・令和7年度 育児休業中の希望者を対象とする職場復帰のための講習会を年1回実施

3、附 則

- ・この行動計画は、平成23年2月19日の理事会において承認され、平成23年4月1日より適用する。
- ・平成26年4月1日より変更し、同日適用する。
- ・平成29年4月1日より変更し、同日適用する。
- ・平成31年4月1日より変更し、同日適用する。
- ・令和4年4月1日より変更し、同日適用する。
- ・令和7年4月1日より変更し、同日適用する。